

投票結果集計

[水素インフラ規格基準委員会]

一般財団法人石油エネルギー技術センター
自動車・新燃料部

1. 投票議案名

「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005(2013)」に関する、第 25 条（組試験における気密試験）の判定方法の修正。および、その他の規定の解釈の整理。

2. 提案資料

「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005(2013)」の改正案

3. 投票締切日：

平成 25 年 9 月 20 日（金）

4. 投票結果

4.1 集計結果 可決

4.2 集計内訳 賛成 8 票、コメント付賛成 2 票

4.3 コメント内容と事務局(JPEC)の対応

委員) P. 19 の「ガスの透過による以外の漏えいがないものを合格とする。」の表現が分かりにくい。

(案1) 「ガスの透過による漏洩を除くその他の漏えいがないものを合格とする。」

(案2) 「ガスの透過を除く漏えいがないものを合格とする。」

事務局) 修正の文面は、KHK 高圧ガス容器規格検討委員会における高圧ガス保安室殿の意見を踏まえ、当該委員会より指示されたものであるが、KHK と相談して文面を決定させていただく。

委員) 水素純度 99.99%の記述は、ISO14687-2 で規定されている 99.97%の水素を充填することを排除する恐れが懸念されます。審議経過では 99.97%では純度に問題あるやに見受けられますが、腐食性の不純物を規定するという点では同等の不純物レベルの考え方でありませぬ。当面の運用では問題ないと判断し賛成としますが、国際規格とのハーモナイズを早急に図っていただきたいと思ひます。

事務局)

i) 今までの検討結果

平成 24 年 9 月に、下部組織の複合容器技術基準分科会と本委員会により 99.99%で可決され、その規定を継承しています。

平成 24 年 9 月時点では、ISO/FDIS 14687-2 は投票段階であり、まだ ISO として採決されて

いないので、運用実績のある現行基準の水素純度 99.99%規定を継承しました。

その後、平成 25 年 1 月に ISO/FDIS 14687-2 は発行されましたが、それは FCV の発電セルに悪影響を及ぼさないように成分規定している内容であり、本技術基準で規定する水素は、水素トレーラの容器材料に悪影響を及ぼさないように規定することと捉え、現行の規定内容を継承しています。

【現行の規定】⇒「容器に充填する水素ガスは、純度 99.99%以上であること。この場合、容器に有害となる量の水分、硫黄分及び炭化水素は含まないこと。
また、付臭剤は使用しないこと。」

ii) 書面投票の趣旨と今後の対応

水素ガス純度 99.99%と記載した技術基準 JPEC-S0005 をもって、KHK 高圧ガス容器規格検討委員会の審査を受け合格となりました。今回の書面投票の趣旨は、その委員会の指示による文面修正に対するものです。

水素ガス純度の見直しについては、KHKS-0128 や HFCV-gtr を導入した省令等の動きに連動させつつ継続検討していく予定です。

以上